

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

2.

事業者（法人）の名称	医療法人 徳隣会
主たる事務所の所在地	〒841-0085 佐賀県鳥栖市弥生が丘6丁目82番地
電話番号	0942-82-4400
代表者	堤 光太郎
設立年月日	平成28年4月12日

2. ご利用事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターとくりん福岡
所在地	〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町1-31 博多アーバンスクエア2F
電話番号	092-260-7372
事業所番号	4070904810
指定年月日	令和2年5月1日
管理者の氏名	管理者兼介護支援専門員 迫本 珠実
通常の実施地域	①東区 ②博多区 ③中央区 ④南区 ⑤西区 ⑥城南区 ⑦早良区 ⑧糸島市 ⑨春日市 ⑩大野城市 ⑪那珂川市 ⑫宇美町 ⑬篠栗町 ⑭志免町 ⑮須恵町 ⑯新宮町 ⑰久山町 ⑱粕屋町

3. 職員体制

	常勤
管理者兼介護支援専門員	1名
介護支援専門員	3名以上

4. 営業日時

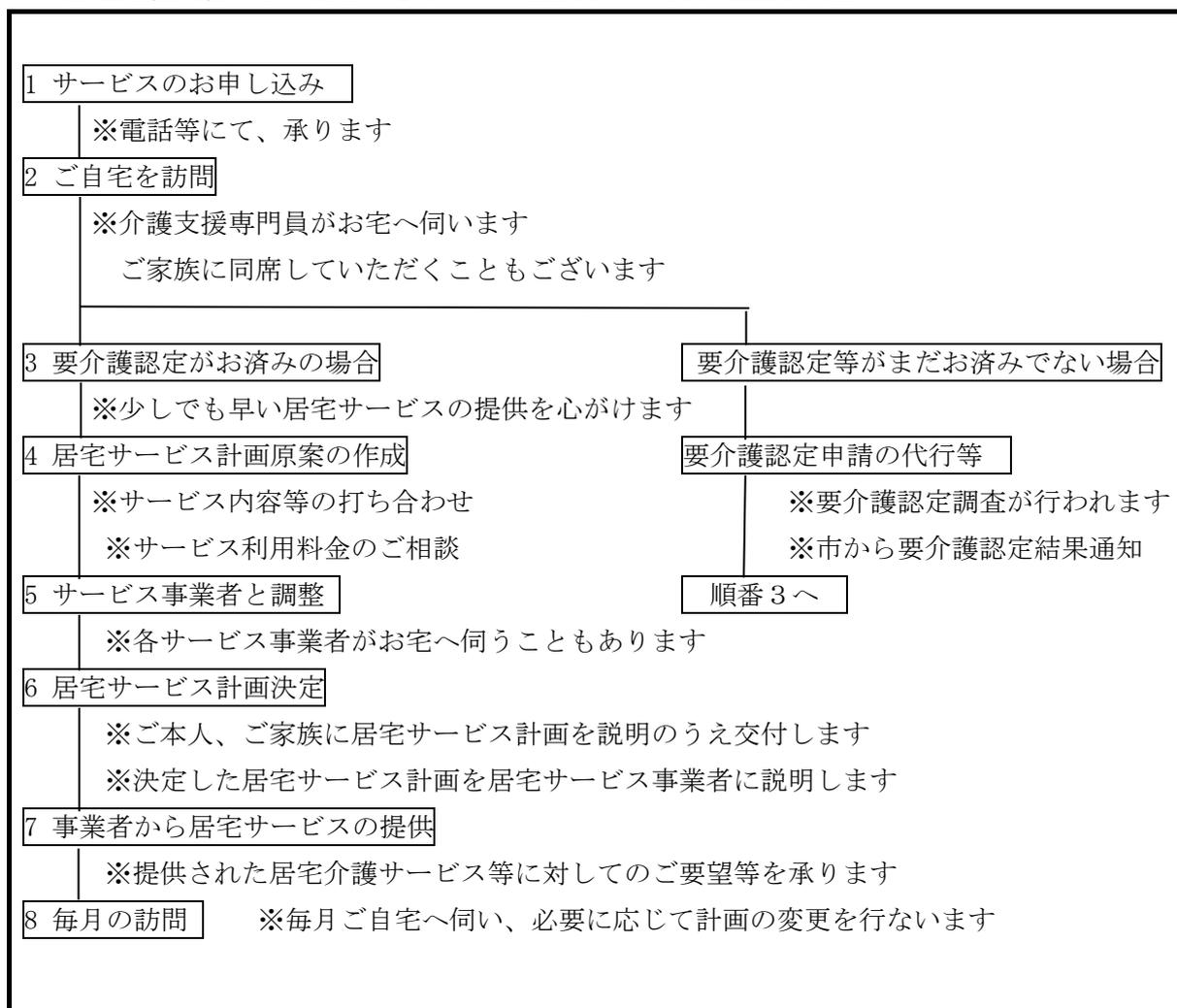
平日	午前9時00分～午後6時00分
休業日	土・日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日） 夏季休暇1日（カレンダーに合わせ連休とする）

営業時間内（平日月～金 9:00～18:00）は携帯、固定電話で対応。
夜間（18:00～9:00）、土日祝日は法人のオンコール専従者が対応。

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	<p>①当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。</p> <p>②当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。</p>

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



7. 利用料

(1) 利用料金

サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料(下記記載加算含む)をお支払い頂く必要はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、お住いの各市町村の介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費 I

要介護度		料金	負担額	備考
要介護 1	(i)	1,086 単位	負担無	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員 1 人あたり 4 5 件未満の場合
要介護 2				
要介護 3		1,411 単位		
要介護 4				
要介護 5				
要介護 1	(ii)	544 単位	負担無	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員 1 人あたり 4 5 件以上 6 0 未満の場合において 4 5 以上の部分について
要介護 2				
要介護 3		704 単位		
要介護 4				
要介護 5				
要介護 1	(iii)	326 単位	負担無	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員 1 人あたり 4 5 件以上の場合において 6 0 以上の部分について
要介護 2				
要介護 3		422 単位		
要介護 4				
要介護 5				

※居宅介護支援費は単位に地域区分別単価（地域区分 5 級地 単価 10.70）を乗じた額となります。

初回加算【新規ご利用の場合に算定】

項目	料金	負担額	備考
初回加算	300 単位	負担無	新規に計画を作成する場合や要介護認定が 2 区分以上変更された場合

加算サービス【対象となられた場合に算定】

要介護度	料金	負担額	備考
入院時情報連携加算(I)	250 単位	負担無	入院した日のうちに情報提供
入院時情報連携加算(II)	200 単位	〃	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供

退院・退所加算 (カンファレンスへの参加有)	1 回 600 単位 2 回 750 単位 3 回 900 単位	〃	入院・入所中に退院・退所に向けて病院等と連携を行い、必要サービス調整を行った場合
退院・退所加算 (カンファレンスへの参加無)	1 回 450 単位 2 回 600 単位		
ターミナル ケアマネジメント加算	400 単位	〃	ターミナル期により頻回な訪問等を行った場合(「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取扱いを行う)
通院時情報連携加算	50 単位	〃	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプラン等に記録した場合(月1回まで)
緊急等居宅 カンファレンス加算	200 単位	〃	医師の求めにより、利用者宅を訪問しカンファレンスを行った場合(月2回まで)
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	〃	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	〃	
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	〃	
特定事業所加算(A)	114 単位	〃	
特定事業所 医療介護連携加算	125 単位	〃	日頃から医療機関等との連携に関する取り組みをより積極的に行っている場合
特定事業所集中減算	-200 単位	〃	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置 未実施減算	基本報酬の100分の1に相当する単位数を減算	〃	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

業務継続計画未策定減算	基本報酬の100分の1に相当する単位数を減算	〃	感染症や災害が発生した場合であったも必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	基本報酬の95%に減算	〃	1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者
運営基準減算	基本報酬の50%に減算	〃	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

看取り期における居宅介護支援

モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合、サービス利用実績がない場合でも居宅介護支援費を算定可。

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

解約についての料金は一切いたしません。

8. 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 事業者からの担当センター、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当センター、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

(2) 居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所へお知らせください。

- (3) 利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、被保険者から提示された被保険者証に記載された認定審査会意見に配慮したサービスを提供します。
- (5) 事業所は関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅サービス計画の提供に努めます。
- (6) 前6か月間に作成したケアプラン総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの回数の中に同一事業所による提供されたものの割合について必要に応じて説明し理解を得られる様に努めます。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	092-273-2222
受付時間	月～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後6時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	福岡市東区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒812-8653 福岡市東区箱崎 2-54-1 TEL : 092 - 645 - 1071 FAX : 092 - 631 - 2191
	博多区保健福祉センター (福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル内 TEL : 092 - 419 - 1078 FAX : 092 - 441 - 1455
	福岡市中央区役所 (福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31 TEL : 092 - 718 - 1102 FAX : 092 - 771 - 4955
	南区保健福祉センター(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分	〒815-0032 福岡市南区塩原 3-25-3 TEL : 092 - 559 - 5127

苦情受付機関	(土日祝日、12/29～1/3 を除く)	FAX : 092 - 512 - 8811
	西区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒819-8501 福岡市西区内浜 1-4-1 TEL : 092 - 895 - 7063 FAX : 092 - 881 - 5874
	城南区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒814-0192 福岡市城南区鳥飼 6-1-1 TEL : 092 - 833 - 4102 FAX : 092 - 822 - 2133
	早良区役所(福祉・介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒814-8501 福岡市早良区百道 2-1-1 TEL : 092 - 833 - 4352 FAX : 092 - 831 - 5723
	糸島市役所(介護保険担当課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒819-1192 糸島市前原西 1 丁目 1-1 TEL : 092-323-1111 FAX : 092-321-1139
	春日市役所(高齢課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒816-8501 春日市原町 3-1-5 TEL : 092 - 584 - 1111 FAX : 092 - 584 - 3090
	大野城市役所 (長寿支援課介護サービス担当) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒816-8510 大野城市曙町 2 丁目 2-1 TEL : 092 - 580 - 1860 FAX : 092 - 573 - 8083
	那珂川市役所(高齢者支援課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒811-1292 那珂川市西隈 1-1-1 TEL : 092 - 953 - 2211 FAX : 092 - 953 - 0688
	宇美町役場(健康福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒811-2192 糟屋郡宇美町宇美 5-1-1 TEL : 092 - 934 - 2243 FAX : 092 - 933 - 7512
	篠栗町役場(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒811-2405 粕屋郡篠栗町大字篠栗 5855-5 TEL : 092-947-1111 FAX : 092-947-7977
	志免町役場(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央 1-1-1 TEL : 092 - 935 - 1039 FAX : 092 - 935 - 2456

苦情相談機関	須恵町役場(健康福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒811-2193 粕屋郡須恵町大字須恵 771 番地 TEL : 092-932-1151 FAX : 092-933-6579
	新宮町役場 (健康福祉課・地域包括支援センター) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒811-0119 粕屋郡新宮町緑ヶ浜 4-3-1 TEL : 092-963-1739 FAX : 092-710-8287
	久山町役場(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒811-2501 粕屋郡久山町大字久原 3632 TEL : 092-976-1111 FAX : 092-976-2463
	粕屋町役場(介護福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒811-2392 粕屋郡粕屋町駕与町 1-1-1 TEL : 092-938-2311 FAX : 092-938-9522
	福岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険係) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL : 092 - 642 - 7859 FAX : 092 - 642 - 7856
	福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4 階 (東棟) TEL : 092 - 915 - 3511 FAX : 092 - 915 - 3512

12. ハラスメント禁止について

- (1) 事業所の従業員が、利用者またはその親族に対し12-(3)及び(4)に該当する行為を行った場合には、利用者は本契約の解除権を有するものとします。
- (2) 利用者またはその親族が、事業所の従業員に対し12-(3)及び(4)に該当する行為を行った場合には、当法人は本契約の解除権を有するものとします。
- (3) 本契約第12条-5項によって禁止されるセクシャルハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。
 - ①性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
 - ②容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
 - ③食事やデートへの執拗な誘い
 - ④抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触ないしその要求
 - ⑤キスや自身の陰部を触らせるなど性的な行為ないしその要求
 - ⑥必要なく下半身を丸出しにすること
 - ⑦性的な書式、写真、ビデオ等を見せつけること
 - ⑧その他上記に準ずるような性的な言動

(4) 本契約第12条-6項によって禁止されるパワーハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞めるなどの暴力
- ②包丁などの刃物を向ける、物を投げる、つばを吐きかける
- ③脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
- ④名誉を棄損したり、人格を否定する
- ⑤正当な理由もなく一方的に怒鳴る
- ⑥高圧的な態度で接する
- ⑦気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑧サービス内容に含まれないサービスを要求する
- ⑨執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的な事に過度に立ち入る
- ⑩その他上記に準ずるようなもの

1 3. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとし）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

〈事業者名〉 医療法人徳隣会 ケアプランセンターとくりん福岡

〈住所〉 〒812-0025

福岡県福岡市博多区店屋町1-31 博多アーバンスクエア 2F

〈代表者名〉 堤 光太郎 印

〈担当者〉 介護支援専門員 : _____

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____

(代理人)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (利用者との続柄)

※この重要事項説明書は、福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年3月27日 規則第57号 平成30年10月1日施行）規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

この重要事項説明書は、令和2年10月15日より施行する。

この重要事項説明書は、令和2年12月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和3年3月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和3年10月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和4年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和4年8月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。